

源泉所得税の改正のあらまし

平成 19 年 4 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
 タクソアンサーホームページ <http://www.taxanswer.nta.go.jp>
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
 国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。さて、今般、平成 19 年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成 19 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次(源泉所得税関係の改正項目)

No.	改 正 項 目	適用開始年 (年分)		説 明 ページ
		平成 19 年	平成 20 年	
1	住宅借入金等特別控除の控除額の特例の創設	●		2
2	源泉徴収の対象となる報酬・料金等の範囲への通訳料の追加	● (注 1)		3
3	e-Tax を使用して所得税徴収高計算書を提出する場合の電子署名の省略	●		4
4	源泉徴収関係書類 (給与所得者の扶養控除等申告書等) の電子提出	● (注 1)		4
5	源泉徴収票等の電子交付の対象書類の追加 (退職所得の源泉徴収票等)		●	4
6	適用期限の延長関係	●		5
	① 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例 ② 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例			
7	信託法の改正に伴う所要の整備	● (注 2)		5
	① 特定受益証券発行信託及び法人課税信託の収益の分配等 ② 信託財産に係る利子等の課税の特例			
8	償還差益に対する発行時源泉徴収免除の対象となる短期公社債の追加	● (注 3)		6
9	生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の追加	●		7
10	匿名組合契約等に係る組合員等の人数要件の撤廃		●	7
11	非居住者等が支払を受ける振替地方債の利子に対する非課税措置		●	7
12	前年度以前の税制改正事項のうち平成 19 年以後に適用される主なもの	● (注 4)		7
	① 地震保険料控除の創設 (損害保険料控除の改組) ② 障害者等の郵便貯金利子の非課税制度の廃止			

- (注) 1 平成 19 年 7 月 1 日から適用されます。
 2 信託法 (平成 18 年法律第 108 号) の施行の日から適用されます。
 3 証券取引法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 65 号) の施行の日から適用されます。
 4 ②については、郵政民営化法 (平成 17 年法律第 97 号) の施行の日 (平成 19 年 10 月 1 日) から適用されます。

1 住宅借入金等特別控除について、次の特例が設けられました。

- ① 税源移譲の実施に伴う対応として、現行の住宅借入金等特別控除の効果を確保する観点から、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に住宅を居住の用に供した場合の特例が設けられました（現行の特別控除との選択適用）。
- ② 特定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行った住宅を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合の特例が設けられました（現行の増改築等に係る特別控除又は上記①の特例との選択適用）。また、一定のバリアフリー改修工事が現行の特別控除及び上記①の特例の対象となる増改築等の範囲に加えられました。

(1) 現行の住宅借入金等特別控除

居住者が、住宅の取得等（一定の要件を満たす居住用家屋の新築、購入又は増改築等をいいます。）をして、平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人がこれらの住宅の取得等のための借入金等を有するときは、居住の用に供した年以後10年間（平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合は15年間）、その借入金等の年末残高の合計額を基とした一定の金額をその年の所得税額から控除することができることとされています（以下「現行特別控除」といいます。）。

(2) 改正事項

イ 税源移譲の実施に対応するための住宅借入金等特別控除の特例の創設

現行特別控除の効果に対する税源移譲の実施による影響を踏まえ、その効果を確保する観点^(注)から、居住者が平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に住宅を自己の居住の用に供した場合、次の表のとおり控除率及び適用年（控除期間）による特例（以下「税源移譲対応特例」といいます。）が、現行特別控除との選択により適用されることとなりました。

(注) 平成19年分以後の所得税（個人住民税は平成19年度分以後）について、国税（所得税）から地方税（個人住民税）への税源移譲が実施され、多くの方は所得税額が減少することとなります。このため、現行特別控除における控除額を国税（所得税）から控除しきれないこととなる場合があり、そのための対応としてこの特例が設けられました。

平成19年 居住分	項目		適用年			最 高 控 除 額 計
	区分		1～6年目	7～10年目	11～15年目	
住宅借入金等の 年末残高の限度額 2,500 万円	現 行 特 別 控 除	各年の 控除率	1.0%	0.5%	—	200 万円
		各年の 最高控除額	25万円	12.5万円	—	
	税 源 移 譲 対 応 特 例	各年の 控除率	0.6%		0.4%	200 万円
		各年の 最高控除額	15万円		10万円	

平成20年 居住分	項目		適用年			最 高 控 除 額 計
	区分		1～6年目	7～10年目	11～15年目	
住宅借入金等の 年末残高の限度額 2,000 万円	現 行 特 別 控 除	各年の 控除率	1.0%	0.5%	—	160 万円
		各年の 最高控除額	20万円	10万円	—	
	税 源 移 譲 対 応 特 例	各年の 控除率	0.6%		0.4%	160 万円
		各年の 最高控除額	12万円		8万円	

(参考) 平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に住宅を自己の居住の用に供した場合の税源移譲の実施に伴う特例措置については、次頁の「<参考> 税源移譲の実施に伴う特例措置（地方税関係）」を参照してください。

ロ バリアフリー改修促進税制の創設

(イ) 一定の居住者^(注1)が、自己の居住の用に供する住宅について特定のバリアフリー改修工事^(注2)を含む増改築等を行った場合において、その住宅を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供したときは、次の表のとおり増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び控除期間による特例が、増改築等に係る現行特別控除又は上記イの税源移譲対応特例との選択により適用されることとなりました。

区分	項目	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の最高控除額	最高控除額計
①	増改築等工事費用	1,000万円 ^(注)	1.0%	5年	12万円	60万円
	②のうち特定のバリアフリー改修工事費用	200万円	2.0%			

(注) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(ロ) 一定のバリアフリー改修工事^(注3)が現行特別控除及び上記イの税源移譲対応特例の対象となる増改築等の範囲に加えられました。

- (注) 1 一定の居住者とは、①年齢が50歳以上であること、②介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けていること、③障害者であること、④居住者の親族のうち前記の②若しくは③に該当する親族又は年齢が65歳以上の親族のいずれかと同居していること、のいずれかに該当する居住者をいいます。
- 2 特定のバリアフリー改修工事とは、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え工事又は床表面の滑り止め化のいずれかに該当する工事（一定のバリアフリー改修工事）であること等の要件を満たす改修工事であって、この改修工事に要した費用の額（工事費用に充てるための補助金等の額を除きます。）が30万円を超えるものをいいます。
- 3 一定のバリアフリー改修工事とは、上記2にある廊下の拡幅、階段の勾配の緩和などの一定の改修工事をいいます。

<参考> 税源移譲の実施に伴う特例措置（地方税関係）

個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

（対象：平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居した方）

税源移譲の実施に伴い平成19年分以降の所得税（国税）の額が減少した場合に、住宅借入金等特別控除額が控除しきれないこととなった場合への対応として、個人住民税（地方税）の制度において、次のような措置が講じられています。

住宅借入金等特別控除の適用がある方（平成11年から平成18年までの間に入居した方に限ります。）の平成19年分以降の各年分において、住宅借入金等特別控除可能額と税源移譲実施前の税率を適用して算定した所得税額（住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします。）のいずれか少ない金額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします。）を控除した残額（0を下回る場合を除きます。）については、翌年度分の個人住民税から、その残額に相当する金額を減額できる措置が講じられています。

なお、この措置は、対象者が市区町村長^(注1)に対し「市町村民税及び道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を各年度の提出期限^(注2)までに提出した場合に適用することとされています。

詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

(注) 1 各年度の初日の属する年の1月1日現在における住所の市区町村長をいいます。

なお、所得税の確定申告書を提出する場合には、管轄の税務署長を経由して提出することができます。

2 原則として各年度の初日の属する年の3月15日が提出期限となっています。

2 源泉徴収の対象となる報酬・料金等の範囲に通訳料が追加されました。

(1) 居住者に対し国内において翻訳料など一定の報酬・料金等の支払をする者は、その支払の際、その報酬・料金等について一定の税率による所得税を源泉徴収することとされています。

(2) 今回の改正により、居住者に対し国内において通訳に係る報酬・料金を支払う際には、その報酬・料金の額に対し10%の税率^(注)により所得税の源泉徴収をすることとされました。

(注) 同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分の金額については、20%の税率により所得税の源泉徴収を行います。

(3) この改正は、平成19年7月1日以後に支払うべき通訳に係る報酬・料金について適用されます。

(注) 1 給与等に該当する通訳に係る報酬・料金については、給与所得として源泉徴収を行う必要があります。

2 給与の支払者でない個人や常時2人以下の家事使用人のみに対して給与を支払う個人が支払う通訳に係る報酬・料金については、源泉徴収を行う必要はありません。

3 e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行う源泉所得税の納付手続について、所得税徴収高計算書の記載事項等の送信の際、電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付すことを要しないこととされました。この改正は、平成19年1月4日以後に行う所得税徴収高計算書の提出について適用されています。

(注) 上記のほか、①税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し送信する場合の依頼者本人の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書の省略については平成19年1月4日から適用されており、②税務署等の端末を使用して申告を行う者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書の省略については平成20年1月4日から適用される予定です。

4 給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者がその支払を行う者に提出することとされている源泉徴収関係書類について、一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を行うことができることとされました。

(1) 国内において、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の支払を受ける居住者（以下「受給者」といいます。）は、その給与等の支払をする者に対し、一定の申告書を書面により提出することとされています。

(2) 今回の改正により、給与等の支払をする者が、受給者から次の申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしていることについて所轄税務署長の承認を受けている場合^(注1)には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができることとされました^(注2)^(注3)。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ④ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑥ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) 1 承認を受けるための申請書の提出をした日の属する月の翌月末日までにその承認又は不承認の決定がなかったときは、その提出日の翌月末日において承認があったものとみなされます。

2 これらの申告書に記載すべき事項の電磁的提供に当たっては、①給与等の支払をする者が発行した個々の受給者の識別ができるID及びパスワード又は②受給者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をもって、これらの申告書にすべし本人の署名・押印に代えることができます。

3 申告書に添付すべき証明書類については、従前どおり書面による提出又は提示が必要となります。

(3) この改正は、給与等の支払をする者が所轄税務署長に対し承認を受けるための申請書を平成19年7月1日以後に提出し、受給者がその税務署長の承認を受けている給与等の支払をする者に対し上記の申告書を同日以後に提出する場合について適用されます。

5 源泉徴収義務者が納税者に対し交付することとされている書類のうち、書面による交付に代えて電磁的方法により提供することができる書類の範囲に、退職所得の源泉徴収票及び支払明細書等が追加されました。

(1) 国内において給与等、退職手当等、公的年金等又はその他一定の所得の支払をする者は、その支払を受ける者に対し、これらの支払に係る源泉徴収票及び支払明細書等（以下「源泉徴収票等」といいます。）を交付することとされています。また、これらの源泉徴収票等のうち、給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書については、一定の要件の下、書面による交付に代えて、その記載

すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています。

- (2) 今回の改正により、次の源泉徴収票等に記載すべき事項について、給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書と同様に、電磁的方法による提供ができることとされました。

源泉徴収票等の名称	交 付 等 の 内 容
退職所得の源泉徴収票	その年において支払の確定した退職手当等及び公的年金等について、その退職手当等及び公的年金等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票 2 通を作成し、退職手当等については退職の日以後 1 月以内に、公的年金等についてはその年の翌年 1 月 31 日までに 1 通を税務署長に提出（一定のものを除きます。）し、他の 1 通を退職手当等及び公的年金等の支払を受ける者に交付する必要があります。
公的年金等の源泉徴収票	
退職手当等の支払明細書	退職手当等及び公的年金等の支払の際（公的年金等については一定の場合を除きます。）、その金額、源泉徴収税額その他必要な事項を記載した支払明細書をその支払を受ける者に交付する必要があります。
公的年金等の支払明細書	
オープン型証券投資信託 収益の分配の支払通知書	オープン型の証券投資信託の収益の分配及び剰余金の配当等とみなされるものの支払の確定した日（一定のものについてはその支払をした日）から 1 月以内にその支払を受ける者に交付する必要があります。
配当等とみなす金額に関する支払通知書	

- (3) この改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に交付する上記の源泉徴収票等について適用されます。

<参考> 申告所得税関係

電子証明書を有する者の電子申告に係る所得税額の特別控除制度が創設されました。

電子証明書を有する個人が、平成 19 年分又は平成 20 年分の所得税の確定申告書の提出を、その者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して、その年の翌年の 1 月 4 日（平成 20 年分の場合は 1 月 5 日）から 3 月 15 日までに e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行う場合には、一定の要件の下、その年分の所得税の額から 5,000 円（その年分の所得税の額を限度とします。）を控除することとされました。

（注）平成 19 年分の所得税についてこの税額控除の適用を受けた場合には、平成 20 年分において適用を受けることはできません。

6 次の特例について、それぞれ適用期限が延長されました。

- ① 「上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例」及び「上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例」の適用期限が、それぞれ平成 21 年 3 月 31 日及び平成 20 年 12 月 31 日まで 1 年間延長されました。
- ② 「上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例」の適用期限が、平成 21 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されました。

7 信託法（平成 18 年法律第 108 号）の制定に伴い、所得税関係について所要の整備が図られました。この改正は、信託法の施行の日以後に支払を受けるべき利子等又は配当等について適用されません。

【特定受益証券発行信託及び法人課税信託の収益の分配等】

昨年制定された新信託法において、新たな類型の信託の創設等が行われたことを踏まえ、信託財産に帰せられる収益・費用の課税関係について、次のような整理が行われました。また、特定受益証券発行信託又は法人課税信託の受託者は、その収益の分配を行う際、配当所得として所得税の源泉徴収を行う

こととされました。

税法上の信託の類型		課税方法等	
不動産・動産の管理等の一般的な信託		受益者	発生時課税
集団投資信託	合同運用信託・証券投資信託・国内公募等投資信託・外国投資信託・特定受益証券発行信託 ^(注1)		収益分配時課税
退職年金等信託 ^(注2)		受託者	信託段階課税
法人課税信託 ^{(注3)(注4)}	受益証券発行信託・受益者が存在しない信託・法人が委託者となる信託のうち一定の要件に該当する信託・国内公募等投資信託以外の投資信託・特定目的信託		

- (注) 1 特定受益証券発行信託とは、信託法第 185 条第 3 項の受益証券発行信託のうち、信託事務の実施に関し一定の要件に該当することについて税務署長の承認を受けた受託者が引き受けた信託であり、かつ、各計算期間終了時における利益留保割合が一定割合を超えない旨の定めがあること等の要件に該当するものをいいます。
- 2 退職年金等信託とは、厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約等の一定の契約に基づく信託をいいます。
- 3 不動産・動産の管理等の一般的な信託、集団投資信託及び退職年金等信託に該当する信託を除きます。
- 4 法人課税信託の収益の分配は剰余金の配当とみなされます。
- 5 アンダーラインを付した信託が、今回の改正により類型化が図られたものです。

○ 法人課税信託の受託者に関する所得税法の適用について

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等と固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして所得税法の規定が適用されることとされました。

【信託財産に係る利子等の課税の特例】

- (1) 信託の受託者^(注1)が、その引き受けた一定の信託財産^(注2)に属する公社債、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、株式又は出資（以下「公社債等」といいます。）について、国内においてその利子等又は配当等の支払をする者の帳簿に、その公社債等が信託財産に属する旨など一定の事項の登載を受けている場合には、その登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、所得税の源泉徴収を要しないこととされています。

(注) 1 信託会社（信託銀行を含みます。）をいいます。

2 証券投資信託、退職年金等信託、特定目的信託（信託財産が主として有価証券であるもの）に係る信託財産をいいます。

- (2) 今回の改正により、一定の信託財産に属する特定受益証券発行信託の受益権につき支払いを受ける収益の分配についても、上記(1)と同様に、その支払者の帳簿に一定の事項の登載を受けることを条件として、所得税の源泉徴収を要しないこととされました。

(参考) 内国法人である信託会社が、その引き受けた退職年金等信託の信託財産に属する匿名組合契約に基づく利益の分配についても、上記(1)と同様に、その支払者の帳簿に一定の事項の登載を受けることを条件として、所得税の源泉徴収を要しないこととされました（平成 20 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき匿名組合等に基づく利益の分配について適用されます。）。

8 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象となる短期公社債の範囲に、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債が追加されました。

この改正は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行の日以後に発行される短期投資法人債について適用されます。

9 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲に、中小企業等協同組合法に規定する共済事業を行う特定共済組合及び特定共済組合連合会と締結した一定の生命共済に係る契約が追加されました。

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に支払う生命保険料から適用されます。

10 匿名組合契約等に基づく利益の分配に係る源泉徴収について、その組合員等の人数要件が撤廃され、匿名組合員等の数にかかわらず源泉徴収を要することとされました。

- (1) 居住者及び内国法人に対し国内において匿名組合契約等（事業者が 10 人以上の匿名組合員等と締結する契約等に限り、）に基づく利益の分配につき支払をする事業者は、その支払の際、その利益の分配について 20%の税率により所得税の源泉徴収を行うこととされています。
- (2) 今回の改正により、匿名組合契約等に基づく利益の分配につき支払をする事業者は、その契約等を締結している匿名組合員等の数にかかわらずその支払う利益の分配について所得税の源泉徴収を要することとされました。
- (3) この改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に支払うべき匿名組合契約等に基づく利益の分配について適用されます。

(参考) 上記の利益の分配に係る源泉徴収の人数要件の撤廃と併せて、匿名組合契約等に基づく利益の分配の支払調書についても人数要件が撤廃されました（平成 20 年 1 月 1 日以後に提出する調書について適用されます。）。

11 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替地方債の利子について、振替国債と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、非課税措置が適用されることとされました。

なお、併せて、既に振替国債の利子について非課税適用申告書を提出している場合には、一定の要件の下に振替地方債の利子について申告書を提出しているものとみなすこととされました。

この改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に非居住者又は外国法人が支払を受けるべき振替地方債の利子について適用されます。

12 前年度以前の税制改正事項のうち本年（平成 19 年）以後に適用される主なものです。

① 損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額（最高 5 万円）を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされています。

平成 19 年分以後の所得税について、損害保険料控除が改組され、居住者等（自己と生計を一にする配偶者その他の親族を含みます。）の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害^(注1)によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（以下「地震保険料」といいます。）を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料^(注2)の金額の合計額（最高 5 万円）を「地震保険料控除」としてその居住者のその年分の総所得金額等から控除することとされています。

また、経過措置として、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した「長期損害保険契約等」^(注3)については、

平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除（最高1万5千円）が適用されるほか、地震保険料控除と経過措置の適用のある長期損害保険契約等に係る控除を適用する場合には、控除額は合わせて最高5万円とされています。

- (注) 1 「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害をいいます。
2 「地震保険料」には、地震等損害により臨時に生ずる費用等に係る保険料又は掛金等一定のものは含まれません。
3 「長期損害保険契約等」とは、次のすべてに該当する損害保険契約等をいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）。
① 保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他一定の契約であること
② 保険期間又は共済期間が10年以上であること
③ 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

② 郵政民営化法(平成17年法律第97号)の制定に伴い、障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度について、所要の経過措置を講じた上で廃止されることとされています。

(1) 次に掲げる障害者等の少額貯蓄非課税制度においては、国内に住所を有する個人で、身体障害者手帳の交付を受けている人、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等（以下「障害者等」といいます。）に該当する人が、一定の手続を行うことなどを要件として、それぞれ元本等が350万円までの利子等について非課税とされています。

- ① 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度
- ② 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度
- ③ 障害者等の少額公債の利子の非課税制度

(2) 日本郵政公社の民営化に伴い、(1)①の障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度については、所要の措置を講じた上で廃止することとされています^(註)。

(注) 日本郵政公社の民営化後においては、郵便貯金の利子については、経過措置のあるものを除き、(1)②の非課税制度の適用対象とされます。

(3) 郵政民営化法の施行日前に(1)①の適用を受けて預入された一定の郵便貯金^(註)の利子については、満期（又は解約）までの間、引き続き非課税とされます。

(注) 一定の郵便貯金とは、積立・定額・定期・住宅積立・教育積立郵便貯金等の郵便貯金をいいます。

(4) この改正は、郵政民営化法の施行の日（平成19年10月1日）から適用されます。

<参考> 税源移譲関係（給与所得者向広報）

税源移譲に伴う所得税額及び住民税額について

地方分権を進めるため、国税（所得税）から地方税（住民税）へ税金が移し替えられます（3兆円の税源移譲）。

この税源移譲によって、所得税と住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありません。

なお、税源移譲によって、ほとんどの方は、所得税が平成19年1月から減り、住民税が平成19年6月から増えることとなりますので、ご承知おきください。

(注) 景気回復のための定率減税措置がとられなくなることや、皆さんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変わりますので、ご留意ください。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。



この社会あなたの税がいきている